

社会福祉法人白石町社会福祉協議会会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白石町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条に規定する会員について定め、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

2 会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) その他本会の目的に賛同し、入会した者

(会 費)

第3条 会員の会費額は次のとおりとする。

- (1) 一般会員会費 一世帯 年額 500円
- (2) その他会員会費 一口 年額 500円

2 会員はその年度の会費を年度内に納付しなければならない。

(本会の義務)

第4条 本会は、会員に対し、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 各年度の予算・決算・事業の報告
- (2) 本会の発刊、発行する機関紙及びパンフレット、チラシ等の配布
- (3) 本会の発行する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布
- (4) 本会の実施する大会、講習会、研修会等への参加案内

(委 任)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。